

熊本県認可外保育施設指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設の実態把握に努めるとともに、当該施設に入所している児童の安全かつ健全な保育環境を確保し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「認可外保育施設」（以下「施設」という）とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定に基づく知事の認可を受けていないものをいう。

(指導の対象施設)

第3条 この要綱は、前条に規定する認可外保育施設に対し適用する。

(指導監督)

第4条 前条の施設に対する指導監督は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添の認可外保育施設指導監督基準により行うものとする。

(施設の把握)

第5条 知事は、市町村長の協力を得て施設の把握に努めるものとする。

- 2 前項の施設の把握に当たっては、毎年4月1日現在で市町村長から認可外保育施設現況報告書（市町村様式1）の提出を求めるものとする。
- 3 市町村長が年度途中で施設の所在を確認したときは、知事は、認可外保育施設所在報告書（市町村様式2）の提出を求めるものとする。

(設置届の提出)

第6条 法第59条の2の規定による届出は、認可外保育施設設置届（施設様式1）により行うものとする。

- 2 届出対象施設が届け出ないときは、文書により期限を付して届出を行うよう求めるものとする。
- 3 届出後、厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合の届出は、認可外保育施設事業内容等変更届（施設様式5）により行うものとする。
- 4 届出後、当該届出に係る施設を廃止し、又は、休止した場合の届出は、認可外保育施設〔休止・廃止〕届出書（施設様式6）により行うものとする。
- 5 第1項から第4項の届出については、認可外保育施設の所在市町村を經由し、

別表に定める広域本部又は地域振興局に提出するものとする。

(報告書の提出)

第7条 知事は、第5条の報告書に基づき、施設に対して、文書により回答期限を付して、毎年10月1日現在で運営状況報告(施設様式2)の提出を求めるものとする。

2 施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合には、報告(施設様式3)を求めるものとする。

(調査結果による措置)

第8条 知事は、前2条の規定により提出された設置届及び運営状況報告について綿密に検討を加え、問題点の発見に努めるほか、速やかにその解消のための指導を行うものとする。

(立入調査)

第9条 知事は、第6条の設置届が提出された施設、及び第7条の運営状況報告の内容に問題点が認められる施設、並びにいわゆるベビーホテルと認められる施設に対し、別添認可外保育施設立入調査書により、立入調査を実施するものとする。

2 立入調査は、前項に規定する施設に対しては、原則として毎年、それ以外の施設については、おおむね3年に1回以上は実施するものとする。

3 立入調査に当たっては、市町村の協力を得るとともに、必要に応じて保健所、消防署等関係機関と、相互に連携を保ちつつ実施するものとする。

4 立入調査については、事前に対象施設の管轄市町村及び施設設置者若しくは管理者に文書で通知するものとする。

5 立入調査を行う職員は、法第59条第1項に定める身分を証明する証票を携帯するものとする。

(指導監督の措置)

第10条 立入調査結果に基づく指導監督は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。

2 軽微な事項については、口頭で指導を行うものとする。

3 立入調査の結果、改善を求める必要があると認められる施設については、概ね1ヶ月以内の回答期限を付して文書により改善を指導するものとする

4 前項の改善指導にもかかわらず、改善されず、改善の見通しが無い場合には、概ね1ヶ月以内の回答期限を付して文書により改善を勧告するものとする。

5 建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる施設については、移転に要する期間を考慮して適切な期限を付して文書により移転を勧告するものとする。

6 第3項による改善指導に対する報告があった場合は、必要に応じ、立入調査を実施してその改善状況を確認するものとする。

7 第4項及び第5項による改善勧告に対する報告があった場合は、速やかに立入調査を実施してその改善状況を確認するものとする。

(事業の停止又は施設の閉鎖命令)

第11条 知事は、前条第4項及び第5項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、法第59条第3項の規定により、熊本県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

2 知事は、前項に規定する処分を行う場合には、当該施設の設置者又は管理者に対して弁明の機会を与えるものとする。この場合においては、あらかじめ書面をもって、予定される命令の内容、命令の原因となる事実及び弁明書の提出先及び提出期限を通知するものとする。

(緊急時の改善勧告、事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第12条 知事は、児童の福祉を確保すべき緊急の必要があると認めるときは、第10条の規定にかかわらず、改善指導を経ることなく、改善勧告を行うことができる。

2 知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ熊本県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができる。

(台帳の整備)

第13条 知事は、第5条の報告書、第6条の設置届、第7条の運営状況報告及び第9条の立入調査に基づき、認可外保育施設台帳（県様式1）を整備するものとする。

(長期滞在児についての措置)

第14条 知事は、施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童があるときは、速やかに、当該児童の氏名、住所、家庭の状況等について報告（施設様式4）を求めるものとする。

2 知事は、前項の報告を受けた場合、報告がなくともその事実が判明した場合若しくはその疑いが強い場合等においては、必要に応じて、児童相談所等の協力を求め、児童及びその家庭の状況等について必要な調査を行い、必要な福祉の措置を講ずるものとする。

(適用の範囲)

第15条 この要綱は、熊本市を除く県の区域に適用するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月27日から施行する。

別表（第6条関係）

市町村	提出先
荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村	県北広域本部
八代市、人吉市、水俣市、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町	県南広域本部
上天草市、天草市、苓北町	天草広域本部
宇土市、宇城市、美里町	宇城地域振興局
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	上益城地域振興局